

附則第18項 幼稚園教諭

平成25年8月8日付公布・即日施行
平成28年11月28日付改正

※この規定は、保育教諭制度導入にあたっての特例規定であり、改正認定こども園法の施行の日から10年を経過する日までの間、適用されます。

	1 種	2 種
1 基礎資格	学士の学位を有し、 保育士資格 を有していること	保育士資格 を有していること
2 最低在職年数	基礎資格取得後※ 、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員、または児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、平成18年法律第77号第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第5項の規定による公示がされた施設における 保育士として良好な成績 で勤務した最低在職年数が 3年以上かつ4, 320時間以上	

※最低在職年数は、「1 基礎資格」を得た後の実務

※短期大学で修得した単位は一種免許状の申請に用いることができません。

3 必要単位(幼稚園教諭の課程認定のある大学または附則第18項適用者を対象した公開講座・認定講習等で単位を修得してください。)

法 定 科 目 名		最低修得単位数	必要修得単位数
教養科目	日本国憲法	要修得 ※1	要修得 ※1
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	2 単位以上	2 単位以上
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2 単位以上 ※1	2 単位以上 ※1
	教育課程の意義及び編成の方法に関する科目	1 単位以上	1 単位以上
	保育内容の指導法に関する科目 並びに教育の方法及び技術に関する科目 ※2	左記2科目含めて修得 2 単位以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 幼児理解の理論及び方法	1 単位以上	1 単位以上
合 計		8 単位	8 単位

4 その他の注意事項

- ア 必要な単位は、課程認定のある大学または附則第18項適用者を対象とした公開講座・認定講習等で修得してください。
- イ 法定科目名と大学等の授業科目名は異なります。必要に応じて、大学担当者に履修指導を受けてください。
- ウ この外に、人物・実務・身体に関する証明による検定に合格する必要があります。
- エ ※1 日本国憲法は「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に含んで履修することも可能です。
- オ ※2 保育内容の指導法は5領域全てを含んでいなくても構いません。
- カ 平成31年3月31日までに修得した単位を使用する場合は、新法(平成28年改正法)に係る学力に関する証明書により確認してください。
- キ 平成元年以前(昭和63年改正法以前)に修得した他校種の単位は、流用することができません。